

公益社団法人秋田県獣医師会入退会規程

(目的)

第1条 公益社団法人秋田県獣医師会定款第6条及び第8条による入退会について必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 入会については、次の様式により支部を経由して会長に提出するものとする。

- (1) 正会員・個人については様式1
- (2) 正会員・団体については様式2
- (3) 個人賛助会員については様式3
- (4) 団体賛助会員については様式4

2 入会年月日は、理事会において入会を承認した日とする。ただし、会長は、理事会の開催時期の関係から、理事会で入会が承認されることを停止条件として、入会を認めることができる。

(退会)

第3条 退会については、次の様式により支部を経由して会長に提出するものとする。

- (1) 正会員・賛助会員個人については様式5
- (2) 正会員・賛助会員団体については様式6

2 退会年月日は、退会届出書に記載している日とする。

(変更届出)

第4条 会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、支部を経由して遅滞なく、会長にその旨を届け出する。

(その他)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。